

役員等費用弁償規程

社会福祉法人 鐘の鳴る丘愛誠会 役員等費用弁償規程

(適用の基本)

第1条 役員等の費用弁償については、この規程により支弁する。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する場合の役員等とは、次の者をいう。

- 一 理事会、監事会 及び出張、監査、諸会議に出席する役員(理事、監事)
- 二 評議員会 及び出張、諸会議に出席する評議員、役員
- 三 評議員選任・解任委員会 及び出張、諸会議に出席する評議員選任・解任委員
(役員・職員との兼務者を除く外部委員のみ)

(支弁額)

第3条 この規程により支弁する額は、次のとおりとする。

弁償の区分		弁償額		備考
		日当	鉄道運賃等	
理事 監事	・理事会	10,000円(①) 5,000円(②)	本会の旅費規程 による所定額	①予算・決算・重要 事項の場合 ②上記を除く簡易的 事項の場合
	・監事会、監事監査 ・行政監査等対応 ・県内外の出張	5,000円		
評議員 理事 監事	・評議員会 ・県内外の出張	5,000円	本会の旅費規程 による所定額	
評議員 選任・解任 委員	・評議員選任・解任 委員会 ・県内外の出張	5,000円		外部委員のみ支弁 対象(役員・職員との 兼務者を除く)

- 付 則 1 この規程は、平成元年 4月 1日から施行する。
 2 一部改定 平成16年 5月 29日
 一部改定 平成22年 3月 21日
 一部改定 平成29年 6月 24日
 一部改定 平成30年 6月 26日